

広報



# あじす

お・知・ら・せ・版

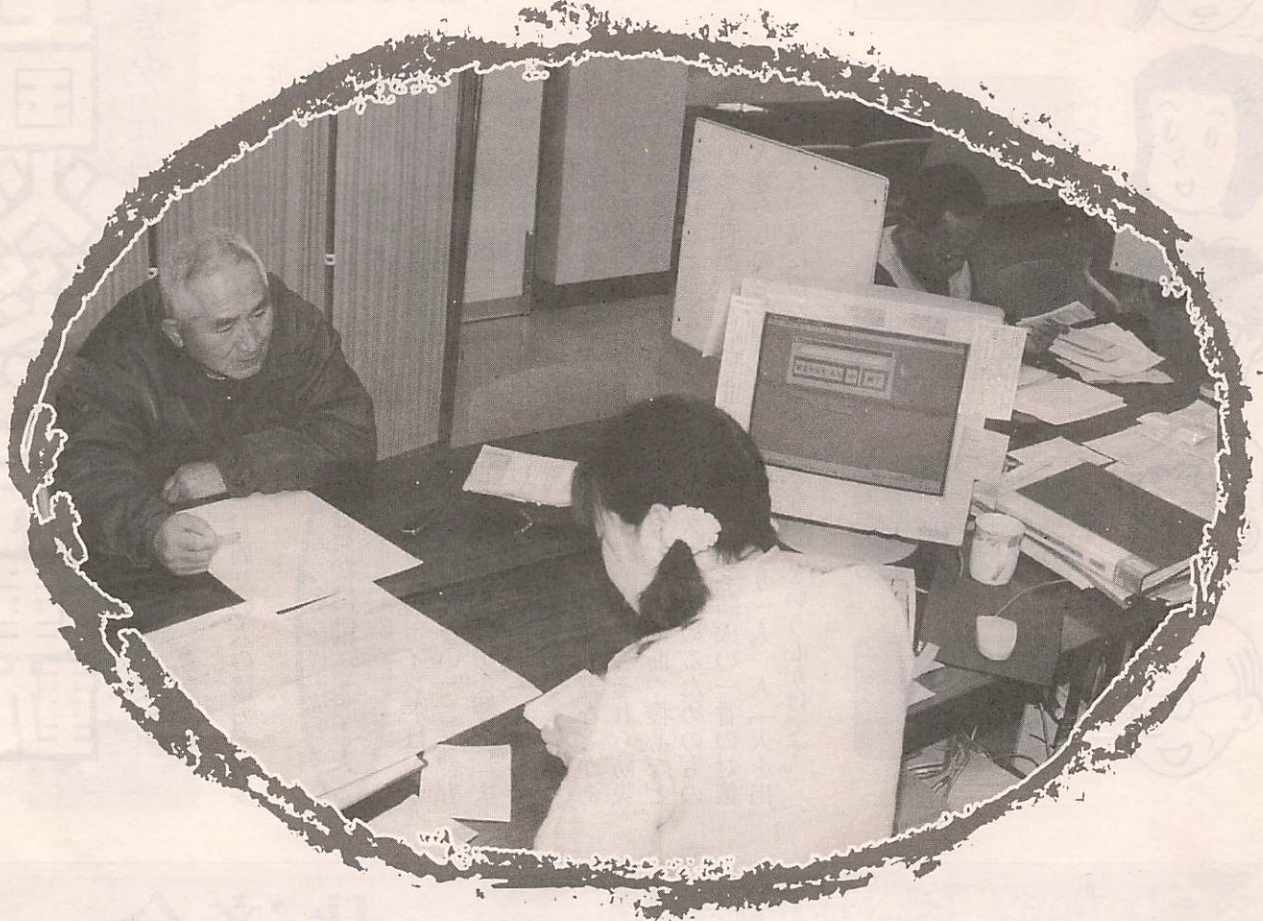
開幕まで  
あと875日

開催期間  
2001年(平成13年)  
7月14日～9月30日



JAPAN EXPO YAMAGUCHI 2001  
山口きらら博

21世紀未来博覧会



## もうお済みですか 確定申告

◇◇2月16日から確定申告が始まりました◇◇



所得税と住民税の申告相談が2月16日(火)から始まりました。申告相談には、申告書や印鑑、必要書類などを忘れないようにご持参ください。

申告の期限は3月15日(月)までです。都合で町が指定した日に来られなかった人は、ほかの日でも構いませんので、期限内に申告を済ませるようにしましょう。

# 春の全国火災予防運動

住宅防火は 家族みんなの「火を出さない」という意識から

「気をつけて はじめはすべて 小さな火」一つ の小さな炎が大きな火災と なって、多くの命と莫大な 財産を奪っていきます。家 族一人一人の日ごろの「火 を出さない」という防火意 識が、わが家を火災から守 るための出発点となります。

毎年、火災で二千人あまり の人が命を落としています。 そのうちの約半数は建物火災 によるもので、そのほとんど が一般の住宅からの火災によ る死亡です。

また、本町の平成十年の火 災件数は四件で、そのうち二 件が建物火災です。

## 多い高齢者や 子どもの被害

平成九年中の住宅火災の六 〇近くで、お年寄りや五歳以 下の子どもの犠牲になってお り、お年寄りの主な死亡原因 は、睡眠中や体の不自由なこ とによる「逃げ遅れ」などに あります。お年寄りや子どもには、 家族がいつも目配りをし、ま た、一人暮らしのお年寄りに は近所の人々が常に声をかける

## まさかには備える工夫

など、周りの人の協力が必要 です。

住宅防火のポイントには、ま ず火を「出さない」こと。も し失火したら「早く知る」「広 げない」「早く消す」の四つで す。そのため、備えとして、 消火器や火災報知器などがあ ります。しかし、それら防災 機器などは、油断や慢心など 心のスキを埋めるためのもの です。住宅防火の一番の対策 は、やはり一人一人「火を出 さない」という心がけです。



住宅火災で亡くな る人が多いんだね



そのうち半数以上 がお年寄りなのよ



火災はちょっとした 気の緩みからね



住宅火災による死者 の一番の原因は、た ばこの火の不始末か



亡くなった原因は 4人のうち約3人が 逃げ遅れなんだ



わが家の防火対策 はどうじゃる

## 中小企業にお勤めの皆さんに

### ハートで応える

# 共済会

死亡・障害・入院・住宅災害などの不測の事態に対してセットで保障します。中小企業にお勤めのご主人はもちろん、奥さまからお子さままでご家族の暮らしと生活の安定をお守りします。

\*掛金（1人月掛）

型	種	掛金	最高給付金額	加入年齢	加入方法
1	型	450円	200万円	満15歳以上 満65歳未満	事業所加入
2	型	900円	400万円		
3	型	1,500円	1,000万円		
高齢者	型	450円	100万円	満65歳以上 満71歳未満	個人加入
ファミリー	型	500円	200万円	満65歳未満	家族加入

死亡、障害、入院、住宅災害などの事態に対してセットで保障し、さらに結婚、出産、銀婚、小・中・高校入学祝にも給付します。

### 《こんな特典もあります》

#### ◎助成事業（1年以上継続加入した場合）

- ・人間ドック受診料の助成事業
- ・県内指定保養施設利用料の助成事業

#### ◎割引事業

- ・県内・県外協定施設利用料の割引事業
- ・共済会が協定している県内施設の結婚式場などの割引事業
- ・共済会が協定しているレジャー施設の割引事業
- ・(社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンターの割引事業

★従業員の福利厚生面を充実させるためにお勧めします。

なお、事業所が従業員のために共済掛金を負担された場合は、損金又は必要経費として算入できます。

#### ●加入の申し込み・詳しい問い合わせ

阿知須町勤労福祉共済会（町企画振興課内）

TEL 65-4111（内）142（有）2144

## お米の販売業の更新・新規登録申請

お米（計画流通米）を販売する場合には、県知事登録が必要です。本年度は平成八年度に登録された人の更新の年に当たります。

更新登録申請と平成十一年度に新たにお米（計画流通米）の販売を予定されている人の新規登録申請を次の日程で受け付けますので、受付期間中に必ず登録申請をされるようお願いいたします。

なお、平成九年度及び十年度に既に登録済みの人は、今回申請する必要はありません。

### 登録申請書の配布及び受付

小売業の人：町農林水産課  
農林水産係

卸売業の人：県生産流通課

●受付期間 三月十五日（月）



四月三十日（金）

### ●問い合わせ 県農林部生産

流通課流通班（TEL 0839-33-3395）又は町農林水産課農林水産係（TEL 65-4111（内）221・222（有）2123）

### 弁護士による

#### 無料労働相談

山口県では、弁護士による無料労働相談を実施しています。解雇（退職に関する）こと、

賃金不払い、就業規則、採用など、労働に関することならお気軽にご相談ください。

### ●問い合わせ 山口県東部労働

政務所（県総合庁舎二階）  
徳山市毛利町二一三十八  
（TEL 0834-21-3594）

### 合鴨のエサ（くず米）

#### 提供のお願い

ウオーターフロント研究会では、井関川の合鴨の餌となるくず米を提供していただける人をさがしています。

ご連絡をいただければ、いただきます。ご協力をお願いします。

### ●連絡先 阿知須商工会ウオ

ーターフロント研究会（TEL 65-2129）

## 阿知須町地域振興券取扱店(特定事業者)説明会のお知らせ

3月13日（土）から交付される阿知須町地域振興券の取り扱いについて、特定事業者登録申請をされた人を対象に下記のとおり説明会を開きます。特定事業者登録証明証やポスターなどをお渡ししますので、必ず出席ください。

- とき／3月2日（火） 午後1時30分～
- ところ／阿知須町公民館 2階大会議室
- 内容／地域振興券の取り扱い、換金方法など
- その他／受付が混み合うことが予想されますので、お早めにお越しください。



### ■ 問い合わせ ■

町企画振興課商工観光係（TEL 65-4111（内）142（有）2144）

**TSS 山口県少年剣道**

**大会で優勝**

《阿知須少年剣友会》

一月二十四日に山口県スポーツ文化センターで行われた、第十九回TSS山口県少年剣道大会で、阿知須少年剣友会が出場し、高学年の部（団体の部）において優勝を果たしました。

●出場選手は次のとおり

- 福富哲也（縄田南）、大野慎平（縄田北）、大谷健太（沖の原）、白松青爾（東岐波）、木村祐輔（東岐波）

**県議会議員選挙**

**立候補予定者説明会**

県選挙管理委員会は、四月十一日に予定されている山口県議会議員選挙（吉敷郡区）に立候補をされる人の、立候補届けの手続きなどについての「事前説明会」を次のとおり開催します。

当日は、届出用紙などもお渡ししますので、関係者は必ずご出席ください。

●日時 三月四日（木）

午前十時～

●場所 山口県総合庁舎 一階第一会議室（山口市神田

町六番十号）

●問い合わせ 山口県税務事務所（TEL 0839-251311）

**パソコン実務講習及び再就職準備セミナー**

山口県西部女性就業センターは、現在就業していなくて、技術を修得して就業しようとする女性を対象にパソコン実務講習及び再就職準備セミナーを開きます。

●講習内容 技能評価試験（ワープロ三級、表計算三級）

の知識と受験対策

●講習期間 四月十四日（水）六月十八日（金）二十五日間（午前九時三十分～午後三時三十分）

●講習会場 宇部勤労者総合福祉センター

●問い合わせ 宇部市役所一階女性就業相談室（女性就業相談員）（TEL 31-4111）（内189）または小野田市商工労働課（女性就業相談員）（TEL 83-2780）（内313）、山口県西部女性就業センター（TEL 0832-480475）

**2月・3月の催しもの**



**2月**

- 23日（火）町民講座「古代・中世の遺跡・遺物から阿知須の歴史を学ぶ」（井小、後7時～）
- 26日（金）ひよこの会（町公、前10時～）

**3月**

- 2日（火）育児・離乳食指導（町役、前10時～）
- 9日（火）いきいき広場（町公、前10時～）
- 町民講座「これからの地域づくりと環境問題」（町公、後7時～）



**外来は一日五百三十円に 老人保健**

老人保健（七十歳「一定の障害のある人は六十五歳」以上）で、医療を受けている人は、平成十一年四月一日から医療費の伸びにに応じた自動改定により下記のとおり一部負担金が増額されます。

また、お医者さんにかかるときは、保険証と健康手帳、医療受給者証の三つを窓口で提示してください。

**外来（1日）**

現在 **500円**（最高2,000円）

平成11年4月1日～ **530円**  
1か月4回まで払います。（最高2,120円）



**可燃ごみ（町内全域） 月・水・金**

1 3 5 8 10 12 15  
17 19 23 24 26 29 31

**不燃ごみ（町内全域）**

- 灰・ビン・ガラス類（第1.3水曜日）
  - 空缶・鉄類（第2.4水曜日）
- 4 18 11 25

**ごみの収集日**



- ごみを出す時間 前日午後5時～当日午前7時30分
- 町指定ごみ袋の販売先 町役場環境保健課・各地区環境衛生組合長宅・婦人会支部長（一部）宅等
- 清掃センターへのごみの直接持ち込み 《持ち込みができる日・時間》 毎週月曜日～土曜日（祝祭日は出せません） 午前7時30分～正午／午後1時～2時